

令和 4 年 9 月
茨木市立西河原小学校

この連絡は、気象の警報が発表されたり地震が発生したりした場合の緊急措置についてのものです。各ご家庭におかれましては見やすい場所に掲示して、緊急時にご対応ください。

警報発表時の措置

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合、また、校区内に「避難指示」が発令された場合下記の措置をとります。

1	午前 7 時の時点で暴風警報発表の場合	自宅待機（避難） 【メール配信します】
2	午前 9 時までに暴風警報解除の場合	解除の時点で集団登校（給食あり） 【集合時刻をメール配信します】
3	午前 9 時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休業（学童保育室閉室） 【メール配信します】

※ 午前 9 時までに解除された場合でも給食は提供されます。

※ メール配信を予定しておりますが、ご家庭で午前 7 時のニュース等を見て判断してください。

※ 暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発表された場合は、臨時休業ではありません。平常通り登校させてください。

※ お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※ 登校後に「暴風警報」「特別警報」「避難指示」が発表された場合は、原則としてその時点で集団下校となります。（暴風警報が発表された時点で、学童保育室は閉室となります）
（但し、災害の状況によっては、保護者へ直接引き渡すまで学校で保護・監督します。）

地震発生時の措置

大地震（震度 5 弱以上）が発生した場合		
1	始業前 臨時休業 登校中の場合、原則として学校へ向かう。 （登校してきた児童は下記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する）	
	在校時 授業中止⇒保護者引き渡し：引き渡しカード登録者へ直接引き渡すのを原則とする。 <u>（上記以外の方への引き渡しは不可）</u> 引き渡すまで学校で保護・監督する。	
	下校時 下校中の場合、原則として自宅へ向かう。 （学校に残っている児童は上記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで 学校で保護・監督する）	
	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。臨時休業の連絡がない限り登校する。	
2	震度 4 以下の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうか判断するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。	

☞ 学校が臨時休業になった日及び暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。

* 緊急措置についてはメール配信を予定していますが、落雷、停電などの諸事情によりメール配信ができないこともあります。そのような際は、学校 HP や茨木市 HP を見ていただいてご判断くださいますようお願いいたします。